

## 北本市議会会議規則の一部を改正する規則

北本市議会会議規則（昭和48年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第144条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印し」を「及び請願者の住所（法人の場合は、その所在地及び名称）を記載し、請願者（法人の場合は、その代表者）が署名し、又は記名押印し」に改め、同条第2項中「署名」を「署名し、」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。